

届出が必要な行為一覧

対象行為	規模	
	浅川沿川地区（背景保全区域） 及び 一般地区	甲州街道沿道地区 中心市街地環境整備地区 高尾駅・多摩御陵周辺地区 裏高尾・小仏地区 高尾山参道周辺地区 浅川沿川地区（水辺区域）
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	○高さ 10m以上の建築物 ○10戸以上の集合住宅の建築物 ○延べ床面積が 1,000㎡以上の建築物	○延べ床面積が 10㎡以上の建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○次に掲げる高さ 10m以上の工作物 ・煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ○高さが 5mを超える擁壁 ○区域面積が 1,000㎡以上の墓園その他これに類するもの	○次に掲げる工作物 ・高さが 6mを超える煙突 ・高さが 10m以上の鉄柱その他これに類するもの ・高さが 4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高さが 8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが 2mを超える擁壁 （甲州街道沿道地区、中心市街地環境整備地区を除く） ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ・橋りょうその他これに類するもので、河川等を横断するもの ・墓園その他これに類するもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	○開発区域の面積が 1,000㎡以上のもの	○開発区域の面積が 500㎡以上のもの
木竹の伐採	○区域の面積が 1,000㎡以上のもの	○区域の面積が 1,000㎡以上のもの、又は地上 1.3mにおける幹周が 200cm 以上の木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○次のいずれかの行為で、堆積期間が 90 日を超えるもの。 ・区域の面積が 500㎡以上のもの ・土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが 1m以上となるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。	○全ての堆積物で堆積期間が 90 日を超えるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○区域の面積が 3,000㎡以上のもの	○全ての土地の形質の変更
特定照明	○届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、特定照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更	